

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



路線名	区間	変更別	敷地の幅員	延長
一般国道 一一四号	双葉郡浪江町大字下津 島字阿掛一番六地先 から	変更前	(メートル)	(メートル)
一二・四 四三・三	三〇一・八	一二・四 四三・三	（メートル）	（メートル）

福島県告示第六十九号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和八年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十日

告
示

- 告示
○道路の区域を変更する件
○道路の供用を開始する件
○肥料の検査の結果の概要を公表する件
○福島県教育委員会教育長
○落札者を決定した件
○福島県公安委員会
○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

目次

五 五 五 五

公告

公告第三十号
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和七年十一月二十日に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年一月十日

令和七年十一月二十日分
(特殊肥料)

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	双葉郡浪江町大字下津島字阿掛一 番六地先から 同郡同町大字赤字木字塩浸四 番一地先まで	令和八年二月一〇日

福島県告示第七十号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建
設事務所で令和八年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

木字塩浸四番一地先ま
同 郡同 町大字赤宇
で
変更後
一一六〇
三三〇
三〇一・八

堆肥	株式会社 辰巳屋	シチケン醸 酵有機5- 8-3	6.8	6.4	4.0	5.8	1.9	483	100	5	11.6
堆肥	株式会社 辰巳屋	ぼかし肥料 宝有機	4.6	7.4	5.2	6.7	2.2	552	116	8	12.2
堆肥	株式会社 シチケン	シチケンミック ス有機	5.4	7.2	5.7	7.3	2.2	560	116	6	11.9
堆肥	株式会社 辰巳屋 K	シチケンP	1.2	13.4	7.9	16.8	4.2	1010	233	18	10.7

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-カリ全量、T_{CaO}-石灰全量、T_{MgO}-苦土全量、T_{Zn}-亜鉛全量、T_{Cu}-銅全量、C/N-炭素/窒素比、水分-水分含有量

(農業総合センター)

福島県教育委員会教育長

公告第1号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか82施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年2月10日

福島県教育委員会教育長 鈴木竜次

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県教育センターほか82施設で使用する電気 予定数量 23,769,200kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年12月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社U-Power 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 5 落札金額
780,752,075円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年10月24日

(財務課)

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月10日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

福島県公安委員会規則第1号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条、第7条第15号及び第16号、第8条（見出しを含む。）並びに第9条第6号中「少年女性安全対策課」を「人身安全・少年課」に改める。

第15条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第16条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 人身安全関連事案に起因する所管犯罪の初期的捜査及び捜査の指導に関すること。

第16条の2第2項中「前条第4号」を「前条第5号」に改める。

第18条の2中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 犯罪統計に関すること。

第18条の3第2項中「前条第3号から第6号」を「前条第4号から第7号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。

(警務課)